

いばらき賃上げ支援金のご案内 35円以上の賃上げで5万円(非正規3万円)支給

茨城県では1時間当たり35円以上の賃上げを行った中小企業等を対象に、労働者1人あたり5万円(非正規の場合は3万円)の支給を開始します。2025年4月1日以降の賃上げが対象です。受付期間は、「2025年6月2日から2026年1月30日まで」ですが、申請額が予算額に達した場合、終了する場合がありますのでご注意ください。

- ★概要 正規雇用労働者1人あたり5万円
非正規雇用労働者1人あたり3万円(1事業所当たり最大50万円)
- ★対象者 茨城県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等
- ★支給要件 ①賃上げの対象時期(2025年4月1日から2026年1月30日まで)
②賃上げ対象従業員 ③賃上げ額

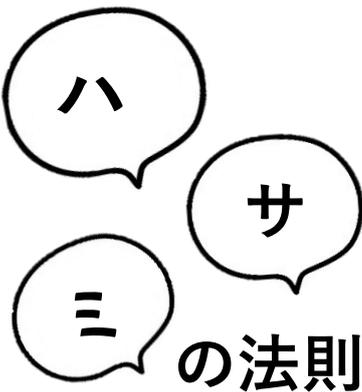
※詳細はこちらをご覧ください→[【茨城県 いばらき賃上げ支援金のお知らせ】](#)

お問い合わせ先:050-3385-8075 受付時間9:00-17:00(土・日・祝・お盆期間を除く)

技能実習生等に対する人権侵害行為についての注意喚起

法令違反にあたる
可能性があります!

昨年末ごろ、技能実習生に対するセクハラ・パワハラ行為によって、損害賠償を求めて実習実施者が提訴された事件が報道されています。
このような行為は関係法令により処罰の対象となり得るほか、技能実習法令違反が認められた場合には**行政処分等を行うなど厳正に対処することとなります**。
日頃気をつけていても、ちょっとした認識のずれや、勘違いによってもギャップが起こり、ハラスメントに繋がるため注意しましょう。
「理解したように見える」→実際は単にうなずいただけ
「質問がないから大丈夫」→質問の仕方がわからない、質問しにくい、等々…
"知っている前提"になりがちですが、相談しやすい環境や「育てる」意識について今一度見直しをお願いいたします。



でやさしい言葉かけを。

実習実施者の手引きにも記載のとおり、入国してくる実習生は日本語が覚えただてです。**ハサミの法則**でギャップの少ないコミュニケーションをとるよう心がけましょう!

- 「ハ」…はっきり言う 発音ははっきりと!
- 「サ」…最後まで言う 曖昧な文末はNG! 主語の省略も×
- 「ミ」…短く言う 短く簡潔に話す!

■監理団体からのお知らせ■

こんにちは、矢代です。
一年間の産休と育休が明け、5月より復帰しました。皆様宜しく申し上げます。
今月は令和7年度最初の定期監査・定期面談月となります。受入企業の皆さまにおかれましては、お忙しい中のご協力ありがとうございます。
かすんだ天気が続いておりますが、ご自愛くださいますようよろしくお願いいたします。 Vol.54発行 矢代